

## 会 議 録

会議の名称		第2回つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動推進会議	
開催日時		令和8年(2026年)1月22日(木)開会10:00 閉会12:00	
開催場所		つくば市役所本庁舎2階 会議室201	
事務局(担当課)		教育局学び推進課	
出席者	委員	清水 紀宏委員(座長)、飯野 哲雄委員(副座長)、 香田 泰子委員、萩原 武久委員、小山 勇気委員、 飯泉 智弥委員、宮田 征門委員、森田 修司委員、 尾見 裕史委員、四位 悟委員、坂口 まり委員、 渡辺 峰子委員、稲葉 清隆委員、久保田 靖彦委員	
	事務局	森田 信道教育局次長、岡野 知樹学び推進課長、 増沢 喜良学校教育政策監、東泉 学学び推進課課長補佐、 伏谷 謙係長、甲斐 夢帆係長、吉村 哲一指導主事、 佐藤 大樹主任、大塚 倭主事、額賀敏行学校教育指導員	
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 4名
非公開の場合はその理由			
議題		報告 (1)部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン (2)地域クラブ認定制度の目的及びスケジュール 議事 (1)地域クラブの認定制度 (2)運営体制について	
会議録署名人		確定年月日	年 月 日

第	1 開会
次	2 報告
議	3 議事
会	4 閉会

< 審議内容 >

**【事務局から開会】**

○清水座長

皆さん、おはようございます。早いもので 2026 年が 20 日も経ってしまいましたが、本年もどうぞよろしく願いいたします。前回はフリーディスカッションのような形でしたが、今回は決めなければいけないことがありますので、活発なご審議をお願いしたいと思います。

議事次第を見ていただきますと、今回は報告事項が 2 件と審議事項が 3 件です。2 時間の枠の中で、できるだけ円滑に進行していきたいと思います。それでは報告事項を事務局からお願いします。

**【事務局から報告議題について説明】**

○清水座長

それでは報告事項について、簡単に質問をお受けしたいと思います。

私から少し補足ですが、21世紀に入ってから、国は部活動についてのガイドラインを数回出しています。私がスポーツ庁と文化庁に確認しましたが、これは全く法的な拘束力はないものですので、これを参考にしながら、つくば市としての基準を作っていけばいいということ、まず前置きとして確認していただきたいと思います。

そして、地域クラブの認定制度についてのご説明がありましたが、「地域クラブ」は地域を拠点に活動しているクラブ全般を指す用語なので、本当は地域クラブを認定すること自体が何のためなのかよくわからない制度ですが、今回の場合はあくまでも部活動地域展開という文脈に絞って、中学生が参加するこれまでの部活動を、地域に展開する場合のクラブというように限定的にですね。

私は「地域クラブ」という言葉よりも、「ジュニアスポーツクラブ」とか「ジュニア文化クラブ」のほうがいいと思いますが、「ジュニア」としてしまうと小学生まで入ってしまうので、適切な名称として今のところ「地域クラブ」と呼ばざるを得ないということです。

あくまでも今回認定しようとしているのは、別冊資料の中にもあった、中学校の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ文化芸術活動として認定された活動ですので、これに絞って認定をすることを前置きとして、この後審議をお願いしたいと思います。

報告させていただいたことについて、何かご質問ありますでしょうか。私も全容を理解しているわけではないですが、大丈夫でしょうか。それではご質問がないようなので、後ほどご質問あったら適宜ご発言いただければと思います。

それでは議事の1に入りたいと思います。「地域クラブの認定制度」について事務局からご提案をお願いいたします。

【事務局から議事(1)の説明】

○清水座長

ありがとうございました。先ほど言いましたようにこの認定制度については、1月末に公表予定です。来年度の学校体育施設開放の利用調整から適用されるので、可能な限り今日の会議で合意を得たいと思っています。

どうしてもスポーツ団体を想定しがちですが、文化部の地域展開も視野に入れなければいけないということを、頭に入れていただきたいと思います。

それでは、認定地域クラブの定義や目的等については、先ほど報告事項の中で説明いただきました。そして認定の考え方として、要件を緩くするとたくさんのクラブが受け皿になりますが、厳しくすればするほど、ガバナンスやコンプライアンスの観点は安心になります。しかし、受け入れ先が少なくなってしまう。どの辺りでバランスを取るかということが問題だとして説明いただきました。

それでは、今のご説明に質問がありますか。いかがですか。

○宮田委員

丁寧なご説明をありがとうございます。状況はよくわかりました。

大前提として、最初の方の体制図について質問させていただきたいです。6ページ目です。今お話いただいた要件というのは、この6ページの図の赤枠のところ、既に自立して運営されている地域クラブに対して認定をするかどうかということだと思いますが、今日議論する認定項目は、最終的には左側の青囲みの市が作っていく活動の方にもかかっていくことになるのでしょうか。それを想定して認定項目を議論しないといけないのか、それとも、これは別で赤枠のところをとりあえず集めるために、この認定の仕組みを作らないといけないのか、その辺りはいかがでしょう。

○甲斐係長

原則として、青枠のところにもかかっていくというか、認定要件を満たすような活動を作っていくことになると思います。

国のガイドライン上でも、市が直轄で作っていくものについては、要件の要素として適応していくものではあるけれども、一方でそこについては、認定したとみなす形になるので、完全一致である必要はないと思っています。ただし、安全要件や体制、規約等を作る部分に関しては必要なものであると思っています。

青枠にぶら下がっている各活動単位で作るというものではなく、青枠のエリアを管理する団体に対して、規約や要件等はかかってくるものと捉えております。

○宮田委員

結論としては、市が直轄するものにもかかっていくから、それも想定しておくということですか。

○甲斐係長

ベースとしてはかかっていくと思っています。例えば、青枠の方には追加要件が必要であったりとか、逆に赤枠の方だけにはかけたほうがよかったりなどがあれば、そういったところもご意見としていただければと思います。

○宮田委員

わかりました。ただ、今議論しないといけないのはこの赤枠ですね。そう考えたときに、パワーポイントの8ページ目にいくつか想定が書かれていますが、どれが主な対象になりうるのか、今のところ想定はありますでしょうか。

なるべく数を増やさないといけないと思いますが、どこがボリュームゾーン、メインターゲットなのかによって、どのような縛りを設けるかも変わってくると思います。それはいかがでしょうか。

○甲斐係長

一番多いボリュームゾーンとしては1番、2番、3番になると思っています。先ほど示した、赤枠でかかっている既に自立して活動している団体も、最終的には市が直轄で管理していく活動と連携をとりながら、うまく組み込んでいくことが理想だと考えています。

一方で、4番、5番、6番については、できるだけ直轄の枠組みの中で活動を作りたいと思っています。地域展開が段階的に進んでいる中、保護者団体など焦って作るような動きがあったところは、体制を固めた中で活動を提供していくことが我々としても管理しやすいですし、保護者の方々のご負担を考えると、その方が良いと考えています。

基本的には、既に動いているスポーツ団体やスポーツ少年団、そして広く中学生を既に受け入れて活動されているような文化団体などが、認定の対象として捉えられていると考えています。

○宮田委員

わかりました。では、それを前提とすると、例えば活動費や規約、活動時間等をここで縛ってしまうと、「やっぱりうちはできないよね」とか、もう活動されている方々が「今まで5時間、4時間とかやっていたのに、もう2時間しかできないんだ」となり「じゃあもう認定しなくていいや」ということになってしまうと、まずいのではないかと思います。それであれば、あまり書かないほうがいいのではないかなと思います。他の皆さんの意見を聞いてまた意見変わるかもしれませんが、今のところはそう思います。以上です。

○清水座長

その他何かご質問ありますでしょうか。

○森田委員

根本的な質問で申し訳ないですが、国のガイドラインの中ではクラブ活動に対して認定を与えると読み取れますが、つくば市はクラブに対して認定を与えていると思います。それによって小学校チームを認めるのか認めないのかという話が出てくるのではないかと考えていて、そもそも活動に対して認定を与えれば、そこは活動していないので認定を与える話にならないと思います。その考え方を変えている理由を教えてくださいませんか。

○佐藤主任

今回、活動ではなくクラブを認定することに変えた理由ですが、私たちも最初は活動に対して認定する考えでした。しかし、団体の中で中学生の活動と小学生の活動を分けて、中学生の活動のみを認定するやり方だと、学校施設を貸してくださいという依頼があったときに、施設としてはその団体として貸してくださいという申請を受け取ると思います。その時にそれが認定している活動なのか、認定していない活動なのかわかりづらくなってしまいうところがあり、実際の運営上、これが団体として分かれていた方が扱いやすいということが主な理由です。認定した団体の活動を認定地域クラブ活動として捉える前提で今は考えています。

○森田委員

そうすると逆に言うと、活動していなくてもその団体であれば、学校の施設利用を認めるというふうに受け取れてしまいますが、その解釈で間違いはないですか。

○佐藤主任

この要件としては、例えば中学生がいない団体を認めてしまうと問題なので、中学生がいることというような要件を入れたほうがいいのか。

○森田委員

そうですね。今の話を聞くと少なくともそれは必須だと考えているということになりますし、1人いるだけでもそれはどうなんですかって議論がちょっと膨らんでしまうと思ったので、ここの点に関して疑問を感じました。

○佐藤主任

そのため、最初は人数も3人以上いることにしたほうがいいのではないかという議論もありました。今仰っていただいたような部分を議論していただければと思います。

○清水座長

先ほどの宮田委員の質問にもありましたように、8ページのスライドの中にあ

るものがどれかということですが、これから少年団の受け入れ対象年齢が上がって、中学生まで含むとなった場合に、小学校のチームと中学校のチームを分けて活動していて、団体が認定されてしまうと小学校の活動を中学校のクラブでやるということまで認定されてしまうように思いますが、それは大丈夫ですか。

○佐藤主任

そのため、今回そういった場合は団体を分けて申請していただくことを想定しています。

○清水座長

他にはありますか。

○萩原委員

実現できるところまでこぎつけたと思います。1点確認させてください。いろいろな条件が示されて、クラブを作ることができるところまで来た、それをジャッジするのは統括運営事務局ですか。

○甲斐係長

現在、国のガイドラインに従って行う上では、市町村が認定をすることになるので、現時点では教育委員会がジャッジをすることになります。統括運営事務局が体制としてできた先に関しては、その業務を委託するということもあり得ると思いますが、現時点では市町村でその判断を行うという想定です。そのため、今回要件としては明確に線引きができるようなものを中心に組み込んであります。

○萩原委員

今回議論になっているようなところも含めて、多分決められた部分だけではないジャッジの仕方をしなくてはならないところがきっと出てくると思います。そのようなときに、本当にその事務局のジャッジだけで足りるかという懸念を持たなきゃいけないと思います。

○甲斐係長

要件として作る場所に関しては、どのように判断をするのか、判断基準を持つのかというところまで整理しておく必要があると思っています。

○清水座長

その他ありますでしょうか。

○飯泉委員

いろいろ説明ありがとうございました。私は具体的なところでお話をさせていただきたいと思います。まず、金額を 1000 円から 3000 円について書くかというところがありましたが、ある程度の目安は必要だと思います。具体的に 3000 円までとか、1000 円以上とか、そういったことまで書く必要はないと思います。例えば、特にスポーツクラブについては、有名な選手を呼んで特別費用がかかることもあり、設定金額を越えてしまうことがあるかもしれないので、「程度」というような目安とすることが良いと思います。

市が指定する講習を毎年度受講するというのも書いてありますが、どのような内容の講習をやるのでしょうか。ハラスメント防止や運営に係ることなど、そういったことがわからないと、これ以上の議論は難しいと思いました。

次に「安全管理上の合理的な理由がない限り広く受け入れること」と書いてあり、これに関しては全くその通りだと思いますが、実際問題として、スポーツや音楽の大会で、その枠を市が決めたからといって、どうやって出るのかという組織的な問題もあると思います。もしも、これを市がやるのであれば、この会議体だけではなく、いろいろな団体さんと協調しながらやらなければ、生徒たちがどこに向かっていくのか示しにくいと思いました。

中学生が 1 人いなければという問題もありましたが、なるべく中学生に限らず小中高生ぐらいの大きな枠で捉えるようなイメージが良いと思います。もちろん、大人が学生もいないのに占有するのは問題があると思いますが、中学生も 3 年経ったら高校生になりますし、小学生も 1 年経ったら中学生になること

もあるので、そこであまりにも線を引きすぎるのは疑問があります。その辺りは柔軟な表現が必要かと思いました。

○清水座長

すみません、個別の要件の是非についてはこの後に審議します。

休日活動の地域展開先に限定しているのか、施設利用についても休日の中学校の施設利用だけに限定しているのか、そうでないのかについて説明していただけますか。

○甲斐係長

休日に限定せずに考えています。既に活動されている団体に関しては、平日と休日一体で活動されている団体がほとんどだと思っていますので、例えば、火曜日と土曜日とか、そういう活動のされ方をしているという認識でいます。学校部活動にない種目もあることを考えると、その形は個別対応でもいいのかなど。ただ一方で現在まだ学校で部活動が残っているので、その時間帯については、基本的に部活動の時間として捉えております。

○清水座長

はい、わかりました。それではまず資料2-2でお示しいただいた認定の要件案の必須要件の方から、ご意見いただきたいと思います。

前回、校長会で確認していただくようお願いしましたが、この要件はおそらく平日も移行する場合にも適用されるような基本的な要件になると思いますので、生徒の方にこういうクラブがつくば市にあるよと、こういう活動に参加してごらんというように学校側から示す要件として、これで適切であるかということ、まずは必須要件についてご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

例えば、4番の「活動計画、活動実績について整備、一般に公開すること」というのは、部活動でもやってないことだと思っていますので、中学生が中心になって集団を作ったら、このようなものを作らなくてはいけなくなるということ、

会計報告もしなくてはいけなくなると思います。

○森田委員

7番に関して、運動部は入るべきだと思いますが、将来的に平日に美術部が活動するのに傷害保険が必要かというのは、僕は少し求めすぎだと感じています。

○清水座長

例えば、括弧書きでスポーツクラブの場合と条件づけることは可能ですか。

○甲斐係長

可能です。

補足ですが、年間の活動計画、活動実績の公表は学校部活動でも求められており、各校でご対応いただいています。

○佐藤主任

保険について補足ですが、今はスポーツ安全保険に加入している方が多いと思いますが、スポーツ安全保険は文化活動についても対象となっており、文化活動をしている団体も加入していることが多いと考えています。

○小山委員

確認ですが、今回認定する趣旨はあくまでも学校施設を使って活動するものと考えていますが、学校施設を使わない活動に関しては、特段ここまでの縛りはないという認識でよろしいでしょうか。

先ほど「認定を受けない」という話がありましたが、この認定制度に納得できない方は、学校施設を使わない形で活動するというのであれば、特段問題はないという認識です。しかし学校施設を使って、部活動の受け皿としてやる分に関しては、この認定制度を守ってくださいという話であることを確認したいです。

運営者としてこの認定制度が1つの種目で考えているのか、複数種目を跨いでいいのかというところも実は気になっていまして、例えば、2種目それぞれで認定する場合、運営者も指導者も合計4人必要になります。これを運営者が共

通の形でやれば、3人でできるというところもあるかと思います。これをそのように1つのクラブとして見るべきなのか、別の種目の運営者も兼任する形だったらいいか、このあたりが不明瞭だと思ったので確認させてください。

○佐藤主任

先ほど、甲斐の説明のパワーポイントであったとおり、認定については種目ではなく、そのエリアの団体を対象とすることを考えています。書き方としてはそのように読めないようになってしまっていますが、その活動日数及び活動時間に関することを規約に書いてくださいというところは、種目ごとに書いてあればいいと考えています。

○清水座長

学校施設を利用する団体だけかという質問についてはいかがですか。

○佐藤主任

今認定を受けることによるメリットは、学校施設を使えるようになることだと思っておりますが、文化活動で学校施設や体育施設を使わないクラブについても、公的な支援を行う対象としていくことになると思います。

○甲斐係長

補足です。学校体育施設利用の貸し出しに当たっては、施設の破損等の懸念から、スポーツ保険等の加入の有無を確認する場合があります。仰る通りスポーツと文化を分けるのか、それとも学校を利用するかしないかで分けるかがあると思います。ほかの観点であれば、保険に入っていることが安全保障上の担保として見るという線引きで認定を行うこともできると思うので、我々として学校施設の利用に当たっては、学校を壊してしまっても保険の適用になると考えることができるので、これに関しては要件に入れたいと思っております。スポーツと文化で危険度が異なるところはありますので、そこの在り方についてご意見いただければと思います。

○清水座長

施設の話ですが、少年団が中学生を受け入れる場合、小学校の施設を利用しても認定の対象になりますか。

○甲斐係長

なります。

○清水座長

小学校でもなるのですね。

○甲斐係長

小学校で小学生と中学生と一緒に活動しているクラブについても認定の対象にはなりません。ただし、学校施設の優先利用に関しては、小学校施設は対象になっていません。

○清水座長

はい、わかりました。保険について尾見委員いかがですか。文化系も保険に加入することを条件にすべきかということについてです。

○尾見委員

文化系についても同様に保険はカバーしておかなければ、金銭的な部分の保証が得られないのは不安だと思います。そのような意味合いでは、同等のものを要求していた方が良いのではないかと私は思っています。

実際に中学校に在籍している子たちは、スポーツ振興センターの保険をかけておりまして、活動中のものはすべて保障されます。例えば、芸術関係で音楽の楽器が壊れたなどは別問題ですが、学校の備品として修理することについて生徒たちは同じ条件で、年間 460 円で保険をかけている状況です。

○清水座長

ありがとうございます。

○森田委員

認定クラブのことを確認したいのですが、国のガイドライン見ると、将来的な大会参加に関して「認定活動は」という書き方をしています。認定クラブは必

ず大会に参加できるようになり、認定を受けていないクラブは参加できないようになる流れはあるのか確認させてください。

○甲斐係長

大会の種類によりますが、現状、中学校として参加している中体連の大会に関しては、認定地域クラブないしは市が直轄で動くクラブが対象となり、一般のクラブも種目によっては県大会から参加できるようになっているクラブチームもあるので、そこは種目に応じてというところになってしまいます。

○小山委員

それに関してですが、今は実務上、認定クラブであるからとって確実に中体連と任意の大会に出場できるかどうかは別の話になります。認定クラブには指導者要件や審判要件がないため、認定を受けていたとしても有資格者がいない場合は、部活動として出場するしかない種目も実際今みどりのではあります。逆に認定を受けてないクラブであっても、中体連が定めるルールを守っていれば、当然参加できるので、これがちょっとまだややこしいところです。

○森田委員

ありがとうございます。ガイドラインに認定を受けたクラブ活動は参加できるようにと書いてあるので、おそらく将来的には認定クラブは参加できるようになり、認定されてないクラブは参加できるかわからない形になり、差ができるのではないかと思ったので、今確認させていただきました。

○坂口委員

この議論の内容として1点確認させていただきたいのですが、この認定要件や地域クラブ活動をイメージする際に、今ある文化活動やスポーツ活動以外の活動がすごいイメージとして浮かびます。それを今、議論の内容として含めるべきかどうかを確認させていただきたいです。

例えば、地域展開した場合に竹細工やほうき作りなど、そのような学校部活動にはなかったものが、手が挙がってくるのではないのかと思っています。それ

はむしろ挙がった方が幅が広がっていいと思いますが、その場合は刃物を使った活動もあるので、文化芸術活動に関してもそれに見合った保険に入らなければいけないと思います。同じ保険の中でもやっている内容についてカバーしているかの確認をちゃんと事務局側で判断する必要があると思います。

そして、今あるクラブ活動についての認定制度を議論したいということでしたが、そういった部分の議論の中に含めないのか含めるものなのかを、曖昧のものがどこの位置付けになるのかを確認させていただきたいです。

○佐藤主任

含めて考えていただいて大丈夫です。

○甲斐係長

1点補足ですが、今回、地域クラブ認定していく上で、認定地域クラブに参加する生徒さんが困窮家庭の場合、地域クラブ参加者支援交付金の対象になり、それ以外の認定されていないクラブには自主参加という形で考えています。坂口委員のお話とは別の補足ですみません。

○清水座長

これまでの部活動は、教員の数や施設の制約などの影響で、活動の機会を絞らざるを得なかったと思います。今回を機会に子供のレジャー活動が広がるようにすべきだと思いますし、今日お越しいただいている地域学校協働本部もそのような地域の資源を使って、いろいろな経験を子供たちにさせたいということをやっています。そのような新しい活動が今回を契機に生まれることは、ぜひ生徒の方にもインフォメーションしたほうがいいと思います。

必須要件について、これで特にご意見ないでしょうか。また歩きながら、修正しなくてはいけない部分が出てくると思います。

それでは資料2-2の2枚目について、事務局の方から委員にご意見をいただきたいことが4つ出ています。これについて先ほど委員の方から、いずれも緩和したほうがいいのではないかというご意見でしたがいかがでしょうか。この4

つのうちどれでもいいので、ご意見あったらご発言ください。

○宮田委員

先ほど緩和した方がいいのではないかと言いましたが、それは今行っている既存の活動にすごく多大な影響を与えてしまうからダメなのではないかと思ったからですが、先ほどの質疑の中で、中学生が参加するものを別団体として登録して、その中で認定をかけていくという話があり、そういうことであれば、現状の書き方でもいいのかなというふうに、少し考えが変わってきました。

○甲斐係長

先ほど、飯泉委員の方から指定の講習の内容がどのようなものかというお話がありました。安全管理上の話や中学生との関わり方など、ハラスメント防止の講習などを含めて考えております。運営に関しては運営主体とのやりとりになるため、研修の中では補足した事務連絡のようなものが入ることがあると考えられますが、そこは現在の段階では考えてはいなかったです。

○森田委員

4つ目の活動時間に関してですが、私はつくば市の3日間という縛りはなくしたほうが良いと思っています。これまでは教員の働き改革の観点と、児童生徒が他の活動へ参加しやすくなるという観点で議論されてきました。しかし、学校の部活動ではなくなると、児童生徒はこれに縛られないような参加の仕方が出てくるのではないかと考えています。4日間あるから4日間やらなければいけないのではなく、4日間のうちに他の活動に参加しやすくなることもあると思います。例えば、地域クラブが月水金の3日間しか活動していない場合、他のクラブ活動が水金で重なってしまうと月曜日しか参加できない。しかしそれを4日間に広げれば、他の活動に参加しやすくなることもあるので、地域展開の活動であれば僕は4日間が良いと思います。

○清水座長

それでは1つ1つ確認したいと思います。

国が示す会費の基準を入れるかどうかについては、矢印のところで書いてありますように、活動日数によって金額が異なるのは当然のことですので、一律に定めることは非常に難しいと思いますがいかがでしょうか。ただ、あくまでも非営利の活動ですので、その辺の料金設定については、当然規約にも書かれていると思いますので、そこを個別に審査していただくということによろしいでしょうか。

2つ目に規約の内容について、こちらについても厳密にしまうと、特に中学生を中心とした団体が認定されづらくなってしまい、大人がたくさん関わらなくてはいけなくなってしまうと思います。そのため、現状の必須要件のところでとりあえず留めておいたらどうかと思いますが、反対のご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。また後程ご意見あったらご発言ください。

そして講習について、毎年度受講することというのが国の要件になっていますが、こちらについてはいかがですか。

○宮田委員

これは先ほど仰ったどのような講習かによるのですが、今は動き始めるタイミングですし、いろんなトラブルなどが起こってくると思うので、最初のうちは毎年度受講することを課した方が良いと思います。私は国家公務員で毎年ハラスメント防止などのいろんな講習を受けますが、やはり定期的に受けることで身につくことになるので、ちょっと厳しい要件かもしれませんが、ここは毎年受講することでいいのではないかと思います。ただし、その受講する内容があまり負担にはならないように調整が必要かと思います。

○清水座長

私も毎年オンライン講習を受けていますが、できるだけ手軽に受けられる形の講習をまずスタートとして、毎年度受けていただくという形によろしいでしょうか。

○小山委員

研修について、今のスポーツの世界の話でいくと、それを自己負担で受けなさいという話が非常に多く、もちろん必要なことだと思うのですが、これが非常にネックになり、やりたくないで少年団をやめますというような方も結構いらっしゃるので、その部分をどのように支援してあげられるかが非常に大事ななと思います。

みどりの SCC の研修は、テスト休みの期間で行っており、その分の人件費が浮いています。そのため、半分はしっかりお支払いするので皆さん来てくださいというように、むしろお金を渡して来ていただいているところがありますので、やはりそのように支援をしなければ、なかなか参加する人が増えないような気がしています。

○清水座長

その点をご参考にしていただきたいと思います。

それでは最後に活動時間について、先ほど森田委員が言われましたように、部活動とは異なる活動に参加できる機会を広げるためには、あまりここを明確に書かないほうが良いと思います。しかし、あくまでも競技力向上を主たるねらいとするクラブではないので、休養日は必ず作りなさいというのは入れておいたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

○小山委員

単一の種目や同じ内容の活動をたくさんやることについて、教育の現場ではずっと議論されてきたことなので、単一の種目ではないという条件をつけて、普段やっていない種目に参加するのはすごくいいことだと思いますし、実際今みどりのでも複数種目やっている子がいます。その子は単一の種目では週4日ですが、実質週5日になっていることもあります。その形を止めるのも忍びないので現状認めているのですが、その形であればテストなどで忙しくなると、どちらか片方にすると会員が判断するので、そのような形でいいのではないかと考えています。

○清水座長

ということで特に活動日についての目安を示すというよりは、やりすぎないような歯止め規程は作っておくということでよろしいですか。

最後の市独自の要件のところも決めておいたほうがよろしいですか。

○佐藤主任

はい、お願いします。

○清水座長

市独自の要件の1つ目、生徒を限定したクラブが現状あるのかわかりませんが、それを認めるかどうかということについていかがでしょうか。

○森田委員

ここはしっかり議論したほうがいいと個人的には思っていて、やはりどうしても勝ち負けにこだわるとか、人の奪い合いは発生せざるを得ないと思います。先ほど言った地域エリアごとに限定したり、学校で限定したりなどがある方がいいと言われると悩んでしまうのですが、やはりそのような考えがベースにないと大会参加の要件などを含めて、あまり自由というのはかえって混乱を招いてしまうのではないかと思います。あそこのクラブにはいい先生がいるから人をたくさん集めているなど、そのようになることを懸念するので、何か制限があったほうがいいと思っています。

○佐藤主任

補足ですが、必須要件の2番のところで、今仰っていただいた懸念はありますが、スカウトや選抜をしないことと書いていますので、そこについては大丈夫かと思っています。

○森田委員

すごく難しいと思っています。例えば、とある野球チームが小学校の時にすごく人を集めていると、それに対しては出ていきなさいという話をするのかという話になるので、団体と活動が一緒になっている以上、今そもそも団体だから

スカウトしてはいけないと言っているのだから、これから少年野球チームでスカウトをするなど言うのですか、というところまで踏み込んで議論をしないといけなくなりますよね。活動であれば分けられるので、そこは少し微妙だなど思っています。

○小山委員

普及の観点でいくと、やはりスカウトというのは他チームから引き抜くスカウトもあれば、運動神経の良い子や絵の上手な子においでよと言うのも含まれてしまう可能性があると思っていますので、そこは難しいと思います。実際、今学校でも部活動が強いところに住民票を移すことが起きている中で、例えルールを作っても、どこまでこれを止めることができるのかというところは正直あると思っています。

○飯野委員

逆にメリットとして、自分の周りにはないクラブに行くことができるということがあると思います。どうしても競技をしたい場合に、自分の周りにはない。しかし、少し離れているけど向こうにある。そのような場合にそこへ行けるといふ、そういうものもやっぱり考える必要があると思います。

○清水座長

考え方として広く受け入れることは、原則として必要だと思います。そのため要件として、このようなクラブは駄目という言葉を入れるのではなく、広く受け入れるクラブであることという言葉を入れておくのではいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは2つ目の保険適用の範囲について、活動の最中だけではなく、移動中も含めるかどうかということですが、こちらは小山委員いかがですか。

○小山委員

これはスポーツ安全保険が、既に移動中の事故等も範囲に入れていています。自動車事故の場合は、おそらく自動車の保険の対象になるので、任意保険に入って

いればカバーされているはずという認識です。そのため任意保険も入っていない車で送迎をしていると、対象にならない可能性があります。車に轢かれてしまった場合については、移動中の保険でも受けて、かつ事故を起こしてきた車の保険も受けるという、二重で入ってくる話なのだと思います。

○佐藤主任

確かに仰ったとおり、スポーツ安全保険であれば車以外が対象となっていて、車は対象とならないと思いますので、書かなくても対象となっており、必須とまでは書かなくてもいいかもしれません。

○清水座長

それでは、これはこのままでよろしいですか。

それでは3つ目、中学生が現時点で所属していない団体の認定についてはいかがでしょうか。現時点の少年団がこれから認定を受けたい場合、中学生がいなわけですね。中学生の所属を今後広めていくことを、どのように確認するかということだと思います。

○小山委員

例えば、中学3年生しか中学生がおらず、年度途中の7月に引退してしまった際に、中学生がいな時期ができる可能性はもちろんあると思いますし、つくば市立の中学校という話もあって、みどりのは、つくばみらい市が非常に近いので、体験の問い合わせがつくばみらい市の方からも来ている状況です。現実的につくば市民の子が0になる可能性はないですが、つくばみらい市の中学生しかいないことも想定し得る話だと思っているので、これもどのように認定するかは、議論しておいたほうが良いと思っています。答えは持っていません。

○清水座長

最初のルールですので、人数については1人以上という形で、現在中学生が1人もいないクラブについては、少なくとも中学校体育施設の優先利用ができないということではないかと思いますが、ご意見ありますでしょうか。

来年度以降、中学生を新たに組み入れてから申請するという形でよろしいでしょうか。

○森田委員

僕は先ほど言った通り、活動と団体というところで、団体として認められたから小学生だけの活動で使うということが起きないようにすることは考えたほうが良いと思っています。

○清水座長

それでは最後の項目になりますが、スポーツ少年団に加入していることを要件とするかどうかということです。これについてはいかがでしょうか。

○森田委員

これは要件にしないほうが良いと僕は思っています。既に団体として認定することを作っているのに、それに合致しているにも関わらず、スポーツ少年団に加入できなかったからということも起こり得ると思います。このような二重のことをしてしまうと。

例えば、新たな野球チーム作ります、サッカーチーム作ります、人の奪い合いが発生します。この地域には必要ないですという話はこれまでも起きていたように僕は思っていて、そのようなことがスポーツ少年団側で、二重の制約を受けないように、やはりここは義務化しないか、もしくは無条件に受け入れるということを、スポーツ少年団側に求めるかにしたほうが良いと思います。

○清水座長

私も二重登録というのは、好ましくないと思いますがいかがですか。

○萩原委員

スポーツ少年団だから安全という話は全くありません。私が会長になってからも、ハラスメントの問題で何件か苦勞を實際にしています。だから人が関わっている以上、この問題は必ず起こってきます。どのような組織を作っても、規則を作っても、もう間違いなく起こります。起こらないためにどうするのか。

ただ起こってしまった後は、簡単に済みません。だからスポーツ少年団だから少年団の規則に則ってやる。しかし、一番初めに手をつけるのは、当該の少年団で決着をつけなければいけません。つくば市で問題が起こったら、つくば市スポーツ少年団の中に、要するに調査委員会を設けて、弁護士さん雇ってということ全部やらなければいけません。そういうことが起こりうるということは、準備をしておかなければいけない。スポーツ少年団に加入していれば、この問題すべて解決するという問題は全くありません。残念ながら。

#### ○小山委員

スポーツ少年団に加入するべきかどうかについてですが、スタートは二重になってしまうので、そこは考えたほうが良いというところはあるつつ、つくば市全体でスポーツ活動のガバナンスをどのようにやっていくかという時に、中学生だけ歪に別の組織が管理しているというところは、もちろん市がルールを定める可能性はあると思っているので、手間が増えてしまうような違う基準で活動が進んでいく可能性もあると思っています。どこかのタイミングでスポーツ協会が適切なのはわかりませんが、スポーツ協会のようなポジションがすべてのカテゴリーを一元に管理している状況になるのが理想だと思っています。ただ、立ち上げにそれができるかというところがあります。

#### ○清水座長

それでは、これは要件にしないということによろしいでしょうか。とりあえず第一段階のスタートの制度として、必須要件と先ほど見ていただいた国の示す要件については、決めていただいた通りでスタートします。後ほど、整備したものの委員の方にメールで送っていただければと思います。

#### ○宮田委員

今落とされたものの中でも、大事なことが結構書かれているものもあります。確かに最低ラインの要件としては落とすけれども、先ほどお話があった広く受け入れますよとか、そういう考え方については、何かこう指針というか別のもの

で残しておくべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○清水座長

そうですね、パワーポイントのスライドにあったような基本的な考え方を、このルールの序文に入れて、残していただけるように工夫してください。

それでは議題の(2) 運営体制について、事務局の方からご提案をお願いします。

#### 【事務局から議事(2)の説明】

○清水座長

ありがとうございました。それでは運営体制について、最初の組織図や運営体制案、兼職兼業、費用負担に関わることを説明していただきました。まず運営体制の仕組みについてご意見ご質問ありましたらお願いします。

前回は、完全にスポーツ部門と芸術文化部門を分けて事務局を設置するという案でしたが、基本的に1つの事務局の中に部門を統合するという形で運営していくということです。また、それぞれのエリアごとにもスポーツと文化の活動が認定されて活動していくような形になっています。そして今回議論させていただきました認定地域クラブも、徐々にそれぞれのエリアごとの活動と協力しながら活動していく形にシフトしていくということです。運営事務局の業務と、エリアごとの非営利団体の業務についても、役割分担のご提案がありました。

ここまで、何かご質問ご意見ありますでしょうか。

先ほど、坂口委員からご意見がありましたように、新しい活動はそれぞれのエリアごとの法人格が提案をしたり、あるいは統括事務局の方からまずは頭出しをして、イベントをやってみたりということになると思いますし、前回の会議の最後に香田委員から発言がありましたように、障害者を対象にしたクラブや健常者と障害者が交流するような活動も、この統括運営事務局の方で企画をして、それぞれが安定的に運営できるようになったら、エリアごとの組織が

管轄をするということになると思います。このような運営体制について、そこまで細かい議論はできないと思いますが、ご意見ありましたらどうぞ。

○小山委員

まさに運営している上で、この体制が非常に大事だと思っています。おそらく、つくば市がこの体制になると、つくば市中体連がどのようになるのかは気になっているところですが、また、兼職兼業も統括運営事務局と契約を結んで入っていただくことになると思いますが、特に令和13年までの移行期間で、先生方が非常に重要な役割を担うこととなります。完全に移行してしまえば先生方が携わらなくてもうまく回る可能性は高いと思いますが、令和13年という国が定めた期間で、先生方の協力無しではかなり難しい話ではあると思っております、学校の先生方のご協力がどこまでお願いできるのかということと、中体連を担当している先生が教えている種目の場合はおそらくそのままですが、実際みどりのでも運営会議にだけ出ている先生や、現場の両方に出てくださってる先生もいるので、この辺りをどこまで業務にするのかというところがあると思っています。少し狭い質問になってしまいますが、学校の先生方がこの体制を見たときに、どのように感じていただけるのかというのはすごく気になっていました。

○清水座長

多分、先生によって違うと思います。これまで教員は異動先で部活の顧問を引き受けるというのが当たり前でしたが、この場合はいつまでもその中学校の子供たちの面倒見るのかというのは、希望する方もいらっしゃるだろうし、そうでない方もいると思いますので、ここにある選択して活動するという現状では、そうせざるをえないと思います。尾見委員、何かご発言ありますか。

○尾見委員

非常に難しいところだと思いますが、前回の会議の後、平日の部活動地域展開についての意識を、実は学校の方に学校長を通していろいろ聞き取りをしてい

ただき確認してみましたが、やはり休日を地域にお任せする状況を生んでいくのであれば、多くの教員は平日も学校から部活動が切り離されていく方向を望んでいる傾向があります。そのため、このような形で休日の地域展開があり、教員の兼職兼業を促進してくださいという旗振りがあったときには、なかなか地域展開は進んでいかないのではないかとこの気持ちが率直な意見です。

やるからには学校の教員が携わらなくても良いような状況を作っていき、どうしてもやむを得ない状況というのはどうしても出てくると思います。例えば、保護者しか主体となって部活動を地域で請け負えないときに「先生しばらくの間兼職兼業して休日も指導してもらえないか」ということがあると思います。それはきっと長いスパンで受入れるべきものではないと思いますし、ある程度で区切って、地域の方々、或いは指導者を募るような人材バンクを生かしながら、学校から切り離されていくことができるというのではないかと思います。

○清水座長

仰る通りだと思います。今までは学校教員として部活動に関わってきましたが、土日については教員であっても他と同じ地域人材ということになりますので、希望者は指導者バンクに登録をして、教員としてはではなくて1指導者として関わるというのが将来的な在り方だと思います。

ただ、先生が仰るように、今まで完全に学校におんぶに抱っこでしたので、人材不足というのは目に見えているので、市として兼職兼業をお願いをしてやっていただくというのが、移行期間では出ざるを得ないことだろうと思います。それでは兼職兼業については、選択するという行政からの案でよろしいでしょうか。

最後は費用負担について、これを今日決めることはなかなか難しいと思いますが、原則として非営利活動ですので、常識の範囲内の月会費、部活動のこれまでの経費を大幅に上回らないようにということで、もう少しこれについては事務局の方でもご検討いただくということにしたいと思いますが、委員の方か

ら何かご発言ありますか。

○小山委員

やはり文化活動がかなり難しいというのが、私も吹奏楽を持っていますし、金管バンドを小学生でも今やっていますが、まず楽器が手に入るかどうかというところもそうですし、手入れのところもかなりかかります。

運動でいうと、例えば、消耗が激しいシャトルを使うバドミントンは、その分実費で可能だと思います。

やはり文化活動については、この金額をどこまでお願いするかという話にはなると思っていて、それを支える企業や団体の資金的な援助があれば、この金額でもいいと思います。どこまで統一で放課後活動を認定するのかは、ケースバイケースのところがあると思います。

○清水座長

私は総合型地域スポーツクラブを専門にしていますが、ここではクラブ全体に対して払う会費と、自分のやっている活動に対して払う費用は二重ということで、全体に払うのは運営資金だけで安く抑えて、例えば、ブラスバンドの場合は多少お金がかかるので参加者はそれに必要なプラスアルファを支払うというような、そのような会費制をとっているのが多かったと思います。そのため今回の場合も、一律の部分とプラスアルファの部分が出てくるという考え方になるのではないかと思います。この程度でよろしいでしょうか。

○甲斐係長

大丈夫です。現状、吹奏楽部などが学校で徴収している部費も、それぞれ種目ごとに異なると思うので、その辺りを保護者の方々が、今まで部活動としてやってきたものから地域クラブになるときに、スポーツと文化で大幅に金額が異なることを理解していただくのは難しいと思います。ベースの金額を揃えて、種目ごとに少し変えていくという方がいいのか、最初の設定から文化とスポーツは少し変えておく方がいいのかということに関して、宮田委員や森田委員のご

意見を伺えたらと思っていますがいかがでしょうか。

○森田委員

学校の例をお聞きしたほうがいいと思いましたが、おそらく PTA 会費で集めたところから補助は受けていて、部活動においても様々な額が違う中で「サッカー一部のユニフォームを更新したい」という要望をどのように優先するのかは学校にお任せしているのですが、僕のイメージとしてはエリアにある程度のお金が入り、その中からバランスよく配分していくように、活動ごとの会費と上の団体の会費を分けると上手くいくのではないかと、学校のスタイルに近い形でやるといいのではないかと僕は思っていました。

○飯泉委員

まさに音楽を専門に活動しているので、実際の活動費用と楽器などの費用は全く別に考えていただきたいです。普段の練習は講師にお金を支払い、それとは全く別に楽器がかかりますので、今言っていてありがたいなと思いつながら、その件に関しては、やはりある程度分けていただいて、音楽に限らずそういったことはあると思うので、それに関しては仰るとおり分けていただきながら活動していくのがスムーズにいくと思います。

○清水座長

ありがとうございました。それではまた費用負担については、具体的には次回以降ご審議いただきたいと思います。

今日は2つの案件についてご審議いただきました。おおよそ目途がついたと思いますが、全体を通じて何かご発言いただくことがありますでしょうか。

○宮田委員

認定は2月2日から受付開始ということですが、周知がすごく大事だと思います。どのように周知をされるとか、その辺りの何か戦略はございますでしょうか。

○甲斐係長

1つが市報に入れるということと、もう1つがつくば市かわら版というものがトピックごとに出ており、それを2月頭に出すことです。併せて市のホームページやSNSで周知します。

来年度の学校開放の申し込みは既に終わっていますが、その前段階として、今回の地域展開の枠を確保するために利用時間の変更を行っておりますので、それに伴った問い合わせもいただいております。そういった団体には直接お伝えしており、今後、そのように体育館の利用団体に周知することも考えています。

○宮田委員

なるべく多くの方にこの情報がこの短期間で行き渡るようにできればいいと思います。我々市P連はネットワークを持っていますので、ぜひこういうネットワークを活用していただいて、速やかに情報が展開できればいいと思っています。ご協力させていただきますので、よろしくお願いします。

○清水座長

非常に重要なことだと思います。先ほど出ていました今部活動にない種目を、来年度以降認定地域クラブとして申請したいという子どもたちもいるかと思います。そのため、大人だけではなく、しっかり中学生にも伝えていくことが大事だと思います。

そして1次申請と書いてありますが、申請は年に1回だけでしょうか。

○甲斐係長

認定の申請は通年で受けようと考えていますが、4月からの体育館利用が発生するものに関しては、一度そこで締めさせていただこうと考えています。

○坂口委員

全体を通じて認定地域クラブを議論してきた中で気づいたことですが、これは大人が設定している団体になっていると思うのですが、先ほどこの体制の条件をつけた場合に、子供たちが主体的に活動するものがデメリットとしてできなくなってしまうということでしたが、今ある同好会などの学校の部活動の時間

に子供たちが中心にやっているであろうものの部分については、こういった捉え方になっていくのでしょうか。

あと、例えば子供たちの中でこういうことをやりたいと出た場合に、今までは先生にその旨を伝えて実施する方法が各学校に条件があったと思いますが、この条件だと活動の中に新たに大人が必要になるので、これまで先生方が担ってきた受け皿としてつなぐ役割は、どのような形で残っていくのかと思いました。子供が主体的に自分たちで発信して動けるものが、認定制度ができることによって消えてしまったらちょっと寂しいなというか、そこはぜひ残していただきたいと思いますが、そういったことのイメージは何かあるのかお聞きしたいです。

○甲斐係長

今回、認定をしていくにあたって、まずは自立して動いている団体が対象としており、安全管理の条件等も含めて、やはり子供たちだけで認定の申請は難しいと考えています。一方で、子供たちの自主的な活動の声の拾い上げは必要だと考えていますので、そこに関してのご相談は基本的にエリアの管理団体のところに、今まで学校の先生に相談していた部分がいくような窓口設定が必要だと考えています。

その上で実際にできるかどうかは、そこに関与できる大人がいるのか、見守りだけで安全上差し支えないような活動なのか、或いは体験的に何回かやってみて、ある程度の人数が参加できそうということだったら続けていくのかというところは、エリアで判断する形でもいいと思っています。

○坂口委員

ありがとうございます。ぜひこの方向に今あるいいものも残して欲しいと思います。さらにその子供たちが自分たちでやりたいという気持ちが選択肢として広げることができたらいいと思いますので、そこを抜けることなくできればと思っています。

○清水座長

今までは中学生が新しいものをやりたい場合には、最終的には学校長を含めた職員会議などで対応されてきたと思いますが、今度はエリアごとという子供にとって遠いところに行ってしまうので、この運営体制のところには各エリアの学校を連携組織として入れて、例えば、こういう活動を休日の中学校を利用してやりたいですということを申し出られるような窓口を学校の中に作ることも含めてご検討ください。今仰られたことはとても大事なことだと思います。その他ご発言ありますでしょうか。

○飯野委員

この素案をここまでまとめてこられて大変苦勞されたと思います。市としても初めての制度ということで、手探りで進めて、お疲れ様でした。いずれにしても、特に初めてのことなので、いろいろな話し合いのご意見がありましたが、想定外のことがこれから多々出てくるのではないかと思います。そういうものも含めて、今後、関係者や団体の管理者、子供たち、保護者の意見をしっかり聞きながら改定したり、新しい想定外のことを付け加えたり、そういった可変的な対応をしていかなければいけないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○甲斐係長

ありがとうございます。ご指摘のとおりかと思っておりますので、意見を拾う場というのはこの会議もその1つだと思いますし、この会議に他の方を参加させることも仕組み上は可能です。例えば、地域展開が進んでいるみどりのSCCさんのところで、みどりの学園、みどりの南中は部活動が学校から完全に離れている中で、新たな課題があると聞いていますし、そのような先進事例も含めた声を聞けるような機会を設けながら、改変していければと思います。

○萩原委員

すみません、1つお願いなのですが、すべてが新しいことへのチャレンジです。地域に移行する、それは地域で中学生を育てることです。そしてスポーツをお

金を払ってやるかという、受益者負担の問題も長い間ずっと問題になってきながらやっとここへ来て、そういうシフトチェンジをしなくてはならない状態になりました。だからこそ、ジャッジのところで決められた規則の中でパッとこうやって判断できるものもあります。でも、その隙間を埋めてジャッジをする議論をしていただく余地を残しておいていただかないと、うまく移行できないと思います。その部分をぜひ勘案していただければ、ありがたいと思います。

○清水座長

ありがとうございます。他にご意見のお持ちの方いらっしゃらないですか。

本日は非常に重要でかつ難しい審議事項を2時間という枠の中で、ある程度の見通しが持てたと思います。ご協力いただき、ありがとうございました。

それではこれより進行を事務局にお渡ししたいと思います。

○事務局

非常に短時間の中で慎重かつ活発なご議論いただき、ありがとうございます。

先ほどもお話ありましたが、周知については、適宜、委員の皆様にもご協力ご相談させていただくことがあるかと思えます。その際はよろしくお願ひしたいと思えます。

また、今年度の会議は、第2回をもちまして一旦終了させていただきます。次回は次年度になり、5月あたりを目途に予定させていただければと考えております。様々な所属におかれましては、今の委員の皆様がご変更になるところもあるかと思えます。その際は、大変お手数ですが可能な範囲でお引き継ぎ等を実施していただけると、来年度またスムーズな会議運営がスタートできるかと思えますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、これをもちまして第2回の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。